バングラデシュ

商標規則

バングラデシュ人民共和国政府産業省 2022 年 2 月 28 日

目次

第Ⅰ章

規則1	名称
規則 2	定義
TH H1 0	7 55 — 7-

規則3 様式

規則4 手数料の決定及び納付の手続

規則 5 様式及び書類の体裁,言語等

規則6 書類の署名

規則7 通知又は書類の発行

規則8 送達住所等

規則9 商品,役務及び繊維製品の分類

第 II 章 商標登録の手続

規則 10 商標登録出願等

規則11 標章の写し

規則12 音訳及び翻訳

規則13 商標登録出願の受領確認

規則14 出願の審査

規則15 出願に対する拒絶理由及びその手続

第 III 章 登録出願の通知の公告

規則16 出願の受理通知の発行等

規則17 公報における通知の公告

第 IV 章 登録に対する異議申立

規則 18 登録に対する異議申立通知及びその発行

規則19 意見書の更なる発行

規則 20 証拠の提出及び発行

規則 21 証拠書類

規則22 聴聞及び決定

規則23 決定の通知

第V章 証明標章の登録に関連する特別規定

規則24 証明標章の登録に適用される規定

規則 25 証明標章の登録出願に伴う規約の提出等

団体標章の登録に関連する特別規定

規則26 団体標章の登録に適用される規定

規則 27 団体標章の登録出願等

防護標章の登録に関連する特別規定

規則28 防護標章の登録に適用される規定

規則 29 防護標章の登録出願等

第 VI 章 登録簿における記載等

規則30 登録簿における登録商標に関する情報の記載

規則31 連合商標の登録に関連する記載

規則 32 登録前の出願人の死亡

規則 33 登録証明書の発行前の登録証明書の発行前の出願様式における過誤の補正

規則34 受付業務時間外の閲覧

規則 35 登録証明書以外の登録簿の他の記載の申請等

第 VII 章 登録の更新及び回復

規則36 登録の更新

規則37 登録の回復申請

第 VIII 章 譲渡及び移転の方法

規則38 譲渡又は移転の有効性に関する登録官の決定の申請

規則39 譲渡又は移転の登録申請

規則40 事業の営業権を伴わない譲渡の場合における通知の公告に関する指示の申請

規則41 登録簿における譲渡の記載

規則 42 個別の登録

規則 43 証明標章及び連合標章の譲渡又は移転

第 IX 章 登録ライセンサーに関する規定

規則 44 登録ライセンサーとしての登録申請

規則45 登録ライセンサーによって登録様式に記載される情報

規則46 登録ライセンサーの登録の修正又は取消し

第 X 章 登録簿の記載の訂正,変更等

規則 47 登録所有者による登録簿の記載の訂正申請

規則 48 登録所有者,登録ライセンサー又は不服人による登録簿の記載の取消し,変更又は訂正の申請

規則49 公報における通知の公告

規則 50 高等裁判所部への上訴

規則 51 高等裁判所部の命令に関連する規定

規則52 有効性の証明書

規則53 証明標章及び団体標章の使用に関連する規約の修正,取消し等

規則 54 団体標章の登録の取消し

第 XI 章 繊維製品に関する特別規定

規則55 繊維標章の登録に適用される規定

規則56 単語,文字,数字又はそれらの組合せに関する繊維商品に関する標章の登録出願

等

規則 57 一定の標章の登録に対する制限

規則 58 繊維製品の見本採取

第 XII 章 弁護士, 商標代理人の登録等

規則 59 商標代理人の登録及び資格等

規則60 商標代理人の登録の更新等

規則 61 商標代理人登録簿

規則62 登録簿からの商標代理人の名称の削除

第 XIII 章 雑則

規則 63 事前聴聞

規則64 期間の延長

規則65 登録官の決定の再検討

規則66 書類又は証拠を提出する義務を免除する登録官の権限

規則67 調査の申請

規則68 公衆に利用可能な書類の写しの請求

規則69 瑕疵の補正

規則70 宣誓供述書の作成

規則71 商標登録局の支局における書類の提出等

規則72 手続に関する費用の命令

規則 73 登録商標の商品又は役務の類の変更

規則 74 商標公報

第 XIV 章 廃止及び留保

規則 75 廃止及び留保

附則(省略)

第Ⅰ章

規則1 名称

本規則は、2015年商標規則という。

規則2 定義

- (1) 本規則において、主題又は文脈に矛盾がない限り、次のとおりとする。
- 1. 「法」とは,2009年商標法(2009年法律第19号)をいう。
- 2. 「公報」とは、規則74に基づいて発行される商標公報をいう。
- 3. 「附則」とは、本規則の附則をいう。
- 4. 「書類」とは、本規則に基づいて提出される様式及び書類を含む。
- 5. 「条」とは、法の条をいう。
- 6. 「登録官」とは、第3条にいう商標登録官をいう。
- 7. 「登録簿」とは、第4条にいう商標登録簿をいう。
- 8. 「繊維標章」とは、繊維製品に関連して使用される又は使用が予定される商標又は証明標章をいう。
- 9. 「支局」とは、第3条(2)に基づいて設立された商標登録局の支局をいう。
- 10. 「登録局」とは、第3条にいう商標登録局をいう。
- (2) 本規則において使用され、定義されていないすべての単語又は表現は、法において使用されるのと同一の意味を有する。

規則3 様式

- (1) 「様式」とは、第1附則及び第2附則に定める様式をいう。
- (2) 法律に基づく商標登録出願及びその他の事項の申請は、何人も、第1附則にいう様式により登録官に対して行う。
- (3) 登録官は、通知を公報に公告することによって様式を修正することができ、当該修正
- は、通知が公報に公告された1月後に効力を生じる。
- (4) すべての修正された様式は、その施行日から3日以内に、登録局のウェブサイトに掲示する。

規則4 手数料の決定及び納付の手続

- (1) 第3附則(1)にいう様式には、それに対する同附則(3)にいう手数料が適用され、当該手数料は、様式の提出時に納付する。
- (2) 手数料は、バングラデシュ銀行によって承認された商業銀行から登録官への銀行為替手形又は小切手による電子送金により又は登録官によって発令された指示に従うことによって納付する。

規則 5 様式及び書類の体裁, 言語等

- (1) 様式及び書類は、次のとおりとする。
- (a) ISO A4 判で 80 gsm 以上の白色紙であり、左側余白が 4 cm であること
- (b) ベンガル語又は英語によること,及び

- (c) 耐久性があり、判読可能であり、かつ、色落ちしないこと
- (2) 様式又は書類が(1)に従って提出されない場合は、登録官は、その受理を拒絶することができ、登録官は、書類の提出方法の詳細を示して、様式 TMR-12 による通知を出願人に発行することができる。
- (3) 書類の写しを登録局に提出する場合は、当該写しは、関係国の商標代理人、弁護士又は 法務当局による認証を受けるものとし、登録官は、
- (a) 書類の受領から5日以内に、書類を受理するか否かを決定し、かつ
- (b) 書類の原本を所定の期間内に登録局に提出するよう指示する。
- (4) 本規則の他の如何なる規定にも拘らず、登録官は、政府の承認を得て、電子的方式による書類の提出を許可することができ、この場合に遵守すべき条件は、公報の公告の形態又はその他の公表手段によって公表される。

規則6 書類の署名

- (1) 登録局に提出される様式は、次のとおり署名する。
- (a) 個人の場合は、当事者によって
- (b) パートナーシップ企業の場合は、すべてのパートナーによって又はすべてのパートナー の代理として権限を付与されたパートナーによって
- (c) パートナーシップ企業以外の団体の場合は、その秘書役によって又は団体から権限を与えられたその構成員の何れかによって
- (d) 法定組織, 会社, 機関等の場合は, その取締役, 秘書役若しくは最高幹部によって又は その目的で権限を与えられたその幹部の何れかによって
- (2) 各様式には、署名者の完全名称及び役職並びに場合に応じて、署名の権限を含む。
- (3) パートナーシップ企業の場合は、提出される様式には、すべてのパートナーの完全名称を含む。
- (4) 本規則の他の規定に含まれる事項に拘らず、ライセンサー又は当事者によって署名され、登録局に提出される書類又は様式には、様式 TM-10 により権限を付与された商標代理人又は弁護士が署名する。ただし、登録官が必要と認める場合は、出願人、異議申立人、登録所有者又は登録ライセンサーが当該書類又は様式に署名する。

規則7 通知又は書類の発行

- (1) 法又は本規則に基づく通知又は書類は、書留郵便によって規則8に基づいて登録官に提出された住所あてに発行される。
- (2) 反証がない限り、(1)に基づく書類が郵便によって適正な住所あてに送付された場合は、当該書類は、郵便局の通常の過程において送達されたはずの時期に送達されたとみなされる。

規則8 送達住所等

- (1) 法又は本規則の適用を受ける者は、その完全な住所を登録官に提出する。
- (2) 商標の出願人, 異議申立人, 登録所有者若しくは登録ライセンサー又は登録官に係属中の当事者がバングラデシュ国内に居住せず又は事業を営んでいない場合は, その者は, バングラデシュ国内の届出住所を様式 TM-10 により提出し, 当該住所は, その者の実際の住所と

みなされる。

- (3) 書面による通信が本規則にいう住所あてに行われた場合は、当該通信は、適正な住所あてに行われたとみなされる。ただし、電子的手段を通じて通信することもできる。
- (4) 登録簿に記録された届出住所について疑義がある場合は、登録官は、いつでも、住所が記録されている所有者の事業所に対し、発行住所を確認し、又は新たな住所を様式 TM-10 により若しくは別途提出するよう請求することができる。請求の受領から 2 月以内に住所が確認されず、又は新たな住所が提出されない場合は、登録官は、登録簿から当該住所を削除することができる。
- (5) 書類の送達のための届出住所が本規則に基づいて登録官に提出されない場合は、登録官は、法及び本規則に基づいて通知又は書簡を発行する義務を負わず、同様に、かかる通知又は書簡を発行しないことを理由にその後の命令又は決定に対して疑問を提起される義務を負わない。

規則9 商品、役務及び繊維製品の分類

商標登録の目的で、商品及び役務は、第4附則に定める方法で分類され、繊維製品は、第5 附則に定める方法で分類される。

第 II 章 商標登録の手続

規則 10 商標登録出願等

- (1) 商品又は役務に係る商標,証明標章,団体標章又は防護標章の登録のためには,TM-1 様式による写し3部を添えた出願を所定の手数料とともに登録官に提出する。
- (2) 各出願は,第4附則に掲げる商品又は役務の類の1つに関係するものとし,本規則の適用上,異なる類の商品又は役務における使用のための同一の標章の登録のためには,別個の出願を提出する。
- (3) 同一の類における異なる商品又は役務について登録出願を提出する場合は、当該出願には、標章の使用に関する詳細な情報を含む。
- (4) 出願人がその出願において優先日を主張した場合は、それを裏付ける書類を出願とともに提出しなければならない。

規則11 標章の見本

- (1) 標章の見本は、出願様式における所定の空白スペースに貼付する。ただし、標章の写しのサイズが所定のスペースよりも大きい場合は、当該見本を別個に出願様式に添付する必要がある。
- (2) 商標が添付された物体が商標の特性を保持することができないと登録官が認める場合は、登録官は、様式 TMR-12 による通知を発行することによって、指示された物体に添付して商標を再提出するよう出願人に指示することができる。
- (3) 標章の見本は、明瞭かつ耐久性があるものとする。登録官が標章の見本に納得しない場合は、登録官は、様式 TMR-12 による通知を発行し、出願を進める前に他の納得する見本による代替を請求することができる。
- (4) (2)に基づく通知の発行から2週間以内に標章の見本を提出することができない場合は、登録官の許可を条件として、実物大の又は縮小した標章の標本又は見本を便宜な形態で提出する。
- (5) 第12条に基づく連続商標の登録出願には、各連続標章の見本を添付する。

規則12 音訳及び翻訳

商標が英語又はベンガル語以外の言語による文字、単語又は句を含む場合は、次の書類を出 願様式とともに提出すべきである。すなわち

- (a) 各文字又は単語のベンガル語又は英語への音訳及び翻訳
- (b) 関係する文字又は単語が属する言語の説明,及び
- (c) 出願様式における出願人、商標代理人又は弁護士による証明の陳述書であって、当該文字又は単語の言語を含め、ベンガル語又は英語に堪能である旨を記載したもの

規則 13 商標登録出願の受領確認

- (1) (2) の規定に従うことを条件として、証明標章以外の商品又は役務に係る商標の登録出願を受領した後、同日に、登録官又は指名された職員は、先着順に、通し番号を割り当てることによって受領を確認する。
- (2) 受領日又は通し番号は、次の情報又は書類が次のとおり出願様式に含まれない限り付与

されない。

- (a) 出願人の完全名称及び住所
- (b) 異なる種類の商品として掲載された商品又は役務の詳細な説明
- (c) 商品又は役務の類
- (d) 商標の明瞭な見本
- (e) 優先日が主張された場合は、その裏付け書類
- (f) 出願様式における出願人又は商標代理人若しくは弁護士の署名及び所定の手数料
- (3) 出願が商標代理人又は弁護士によって提出される場合は、TM-10 様式を TM-1 様式とともに提出すべきである。

規則14 出願の審査

登録官は、商標の登録出願の受領日から2月以内に、

- (a) 出願された商標に関して、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第67条(1)及び第120条にいう条件に違反しているか否かを確認し、それをTMR-4様式により記録し、
- (b) 先の登録商標若しくは先の係属中の出願であって、同一の商品若しくは役務について、類似の商品若しくは役務について若しくは同一の説明の商品若しくは役務について提出されたものに関連して将来的に誤認若しくは混同を生じる虞がない方法による出願された商標の使用又はかかる商品若しくは役務と類似しているか若しくは混同を生じる程に類似しているか否かを確認し、様式 TMR-4 により記録する。

規則 15 出願に対する拒絶理由及びその手続

- (1) 登録官は、規則 14 に基づく商標の登録出願の審査及び調査並びに出願人が提出する標章の使用の証拠、明確性又はその他の事項を検討した後に、出願に拒絶理由、条件、補正、修正又は制約を課すことができる。制限を請求する場合は、規則 14 に基づく出願の審査及び調査の完了から 10 日以内に、かかる拒絶理由、条件、補正、修正又は制限を TMR-12 様式により出願人に書面で通知する。
- (2) (1)に基づく通知の日から2月以内に、出願人は、かかる拒絶理由、条件、補正、修正若しくは制限に対する書面による応答を提出し、又は聴聞を様式TM-23により申請する。ただし、出願人は、様式TM-19を提出することによって、2月以下の期間の延長を申請することができる。
- (3) (2) に規定する期間内に書面による応答が提出されず、又は聴聞の申請が行われない場合は、出願は、出願人によって取り下げられたとみなされる。ただし、出願の取下げの通知が発行された後5年以内は、所定の手数料の納付を条件として、取り下げられた出願を回復する機会がある。
- (4) (2) に基づいて聴聞の申請が行われた場合は、登録官は、申請日から最長1月の期間内の聴聞日を定め、出願人にその旨を通知する。
- (5) 登録官又は登録官が指名した職員は、聴聞を実施し、出願人自身又はその商標代理人若しくは弁護士を聴聞に出席させる。
- (6) (2)に基づく書面による応答を受領した後又は(5)に基づく聴聞の後に、登録官は、出願された商標に関する決定を下し、様式 TMR-19 により出願人にその旨を通知する。
- (7) (6)に基づく決定の通知から1月以内に、決定の理由の通知を求める請求を様式TM-15

により登録官に対して行うことができる。かかる請求が行われた場合は、登録官は、請求の 受領から1月以内に、決定の理由を出願人に通知する。

(8) 本規則に基づいて決定が出願人に通知される日は、上訴の場合に、登録官による決定の送達日であるとみなされる。

第 III 章 登録出願の通知の公告

規則 16 出願の受理通知の発行等

- (1) 商標の登録出願の受理の通知は、第17条に基づいて公報により公告される。
- (2) (1)に基づく出願に関する通知を公告する目的で、登録官は、所定の手数料の納付通知を様式 TMR-5 により出願人に発行する。
- (3) 出願人が(2)に基づく通知を受領した後1月以内に所定の手数料を納付しない場合は、出願人は、その出願を取り下げたとみなされる。
- (4) 他の標章の登録所有者又は他の出願人に対し、登録官が様式 TMR-19 により書面同意を提出するよう指示し、又は様式 TMR-15 により通知したすべての出願に関しては、決定を留保すべきであり、この場合、通知には、「同意により」又は「当該標章の通知により」と記述する。
- (5) 公報には、次のとおり、商標出願に関する次の情報を含む。
- (a) 出願人の完全名称及び住所
- (b) 商標代理人又は弁護士(もしあれば)の完全名称及び住所
- (c) 出願の通し番号
- (d) 商標の写し
- (e) 標章の性質, すなわち, 標章が一般標章, 防護標章, 証明標章, 団体標章又は連続標章 の何れであるかの説明
- (f) 商品又は役務の類
- (g) 商品又は役務の説明
- (h) 優先日(もしあれば), 及び
- (j) 制限若しくは限定又は出願の過誤(残っていれば)の是正に関する情報
- (6) 連続商標の出願の場合は、登録官は、必要であれば、標章が互いに異なる態様の説明をかかる出願の通知とともに提出することができる。

規則17 公報における通知の公告

- (1) 登録官は、年に少なくとも3回、商標登録出願を公報に公告する。
- (2) 一般の需要に応じて、十分な数の公報を発行する。
- (3) 公報は、電子的手段によっても発行される。
- (4) 標章は、商品又は役務の各類から比例する割合で公報に公告される。

第 IV 章 登録に対する異議申立

規則 18 登録に対する異議申立通知及びその発行

- (1) 規則 17 に基づく登録出願の公報における公告日から 2 月以内に,登録に異議申立をする者は,異議申立書 2 部を所定の手数料とともに様式 TM-5 により登録官に提出することができる。
- (2) 異議申立通知には、異議申立人が出願人の標章の登録に異議申立をする理由を記載する。
- (3) 異議申立通知の受領から1月以内に、登録官は、規則7に従って、その写しを様式 TMR-7により登録出願人に通知する。

規則 19 意見書の更なる発行

- (1) 規則 18(3)に基づく通知の受領から 2 月以内に、登録出願人は、広範な意見書 2 部を所定の手数料とともに様式 TM-6 により登録官に提出することができる。
- (2) 意見書において、登録出願人は、自らの出願を裏付ける主張及び異議申立通知において 提起された主張に関する自らの陳述を記載する。
- (3) 意見書の受領から1月以内に、登録官は、規則7に従って、その写しを様式TMR-7により登録への異議申立人に通知する。

規則 20 証拠の提出及び発行

- (1) 意見書の受領から2月以内に,異議申立人は,自らの異議申立を裏付ける証拠を様式 TM-18により登録官に提出し,同時に,かかる証拠の写しを登録出願人に送付することができる。
- (2) 異議申立人が(1)に従って証拠を提出しない場合は、その異議申立は、取り下げられたとみなされる。
- (3) 異議申立人の証拠の受領から2月以内に、登録出願人は、自らの出願を裏付ける証拠を様式TM-18により登録官に提出し、同時に、証拠の写しを異議申立人に送付することができる。
- (4) 登録出願人が(3)に従って証拠を提出しない場合は、登録出願は、取り下げられたとみなされる。
- (5) (3)に基づく証拠の受領から1月以内に,異議申立人は,必要であれば,反証を様式 TM-18により提出し,同時に,かかる証拠の写しを登録出願人に送付することができる。 ただし,反証は,登録出願人が提出した証拠に対するものに限定される。
- (6)(5)に従って証拠が提出されない場合は、登録官は、異議申立人への更なる通知なしに更なる処分を行う。
- (7) 本章に基づく登録官に係属中の手続の如何なる時点でも、登録官の裁量により費用又はその他の条件を課して当事者が更なる証拠を提出することを許可する場合を除き、何れの当事者も、更なる証拠を提出してはならない。

規則 21 証拠書類

(1) 当事者が本規則に基づいて証拠又は証拠書類を宣誓供述書の形態で提出する場合は、当

該証拠又は証拠書類を提出する当事者は、他方当事者の請求により、かつ、当該他方当事者の費用負担により、証拠又は証拠書類の写しを他方当事者に送達する。

(2) 本章に基づいて登録官に提出されたすべての書類は、登録局において縦覧に供される。

規則 22 聴聞及び決定

- (1) 証拠調べが完了したときは、登録官は、通知の発行日から1月以内の聴聞日を指定して、聴聞の通知を様式 TMR-13 により当事者に発行する。ただし、当事者がこれより短期間の通知に合意した場合は別とする。
- (2) (1)に基づく通知の受領後に、聴聞の開催を希望する当事者は、通知の受領から 14 日以内に、様式 TM-7 を所定の手数料とともに提出する。
- (3) 当事者が聴聞前に様式 TM-7 を登録官に提出せず,又は様式 TM-7 を提出した後に聴聞に 出頭しない場合は,当該当事者の欠席の下で,聴聞を開催し,又は聴聞を開催せず,登録官 は,自らの裁量により,決定を言い渡し,又はその他の適切な命令を行うことができる。
- (4) 登録官が当事者の欠席に起因して決定をした場合は、登録官は、当該当事者の申請により、自らの裁量において条件を課して決定を再検討し、又はその他の適切な命令を行うことができる。
- (5) 当事者が聴聞に出頭しない場合は、登録官は、当該手続を取り消すことができる。ただし、登録官は、当事者の申請により、その決定を再検討し、又はその他の適切な命令を行うことができる。

規則 23 決定の通知

登録官は、決定の送達日から1月以内に、様式TMR-19により当事者に書面で通知する。

第V章 証明標章の登録に関連する特別規定

規則24 証明標章の登録に適用される規定

規則 25 の規定に従うことを条件として, 第 II 章, 第 III 章及び第 IV 章に基づいて商標登録に適用される規定は, 証明標章の登録にも適用される。

規則 25 証明標章の登録出願に伴う規約の提出等

- (1) 第 58 条に基づく証明標章の登録出願とともに、TM-8 様式を、証明標章の使用に関連する規約及び出願を裏付ける主張の詳細とともに提出する。
- (2) 登録官が(1)に基づいて提出された詳細又は規約に関して何らかの見解を有する場合
- は、登録官は、出願人にその旨を通知し、出願人は、当該詳細又は規約をしかるべく修正 し、その写し2部を登録官に提出する。
- (3) (2) に基づく改定された詳細又は規約の写しを受領した後に、登録官は、予備審査後に、詳細及び規約を添付した出願を政府に転送する。
- (4) 出願に関する決定を行う前にいつでも、政府は、登録官を通じて、要求される情報を提出するよう出願人に指示することができる。
- (5) 証明標章の登録出願が政府によって受理された後に、登録官は、規則 17 に従う公報における公告によって処分を行うことを出願人に通知し、当該通知には、政府によって認められた規約が登録局において縦覧に供される旨を記載する。
- (6) 証明標章の登録出願が公報に公告された後2月以内に、何人も、書面による異議申立を 所定の手数料とともに様式TM-5により登録官に提出することができ、規則18から規則23 までの規定を、準用する。
- (7) 証明標章の使用に関連する規約は、政府によって承認された場合は、登録官によって記録される。

団体標章の登録に関連する特別規定

規則26 団体標章の登録に適用される規定

規則 27 の規定に従うことを条件として, 第 II 章, 第 III 章及び第 IV 章に基づいて商標登録に適用される規定は, 団体標章の登録にも適用される。

規則 27 団体標章の登録出願等

- (1) 団体標章の登録の場合は、団体標章の使用規約を出願様式とともに所定の手数料とともに TM-8 様式により提出する。
- (2) 団体標章の使用管理規約には、次の事項を含む。
- (a) 権限を付与された者からなる団体の名称及び住所
- (b) 団体の目的
- (c) 団体の構成員の詳細
- (d) 団体の加入条件
- (e) 標章の使用期間,及び
- (f) 登録官が要求したその他の関連情報
- (3) 出願人は、出願とともに又は登録官が指定する期間内に、宣誓供述書によって証明された証拠を提出する。
- (4) 登録官は、何人かが標章の性質について混同する、特に団体標章以外のものについて混同する虞がある場合は、団体標章を登録しない。
- (5) 登録官は、団体商標を使用する方法を登録時に示すよう指示することができる。
- (6) 商業上,商品又は役務の地理的出所を付した標識又は表示からなる団体標章は,登録することができる。

ただし、かかる団体標章の所有者は、他人が業界又は取引の慣行に従って類似の標章又は表示を使用することを防止する権利を有さない。

- (7) 団体標章の使用管理規約は、バングラデシュ政府の公共政策又は認められている倫理原則に反してはならない。
- (8) 団体標章の使用管理規約は、他の登録簿及び書類が公衆に公開されるのと同一の方法で公衆の縦覧に供されるものとする。

防護標章の登録に関連する特別規定

規則28 防護標章の登録に適用される規定

法第43条及び規則29の規定に従うことを条件として,本規則第II章,第III章及び第IV章に基づいて商標登録に適用される規定は,防護標章の登録にも適用される。

規則 29 防護標章の登録出願等

- (1) 防護標章の登録の場合は、出願人は、当該標章が周知標章である理由を記載した出願様式 TM-1 を所定の手数料とともに提出する。
- (2) 出願人は、出願のすべての理由を含む宣誓供述書を出願とともに提出する。
- (3) 出願人は、登録官によって認可された期限内に、登録官が要求する又は自発的な宣誓供述書及びその他の必要な証拠を提出する。
- (4) 本規則の様々な規定は、個別の分野の場合を除き、一般商標出願に適用されるのと同一の方法で保証商標に適用される。
- (5) 周知の防護標章の理由は、他の登録及び書類が公衆に公開されるのと同一の方法で公衆の縦覧に供されるものとする。

第 VI 章 登録簿における記載等

規則30 登録簿における登録商標に関する情報の記載

- (1) 規則 33 の規定に従うことを条件として,商標が第 20 条(1)に従って登録された場合は,登録官は,商標登録局の印を付した様式 TMR-1 による商標登録証明書を発行し,商標が様式 TMR-2 により記録され,登録に含まれる。
- (2) 登録簿に記載される商標には、次の情報を含む。
- (a) 出願の提出日
- (b) 登録日
- (c) 優先権主張に関する第 120 条に従う優先日
- (d) 所有者の名称及び住所
- (e) 代理人(もしあれば)の住所
- (f) 本規則に従う又は登録官によって課される登録簿に記録された権利の放棄又は制限
- (g) 商標登録によって指定される商品又は役務
- (h) 商標が団体標章, 防護標章又は証明標章の何れであるかに関連する情報
- (g) 先行権利又は先行商標所有者の同意を得て登録された商標に関連する情報
- (i) 登録官が必要と規定するその他の情報

規則 31 連合商標の登録に関連する記載

- (1) 標章が他の標章との連合標章として登録された場合は、登録官は、最初の標章及び各連合標章の登録番号並びに当該標章が最初の標章と連合している態様の詳細を登録簿に記載する。
- (2) 第13条(4)に基づいて、登録所有者は、連合商標の取消申請を様式 TM-14 により登録官 に提出することができる。
- (3) (2) に基づく申請の受領から 30 日以内に、登録官は、その決定を様式 TMR-19 により登録所有者に通知し、登録簿をしかるべく修正する。

規則 32 登録前の出願人の死亡

第92条の規定に従うことを条件として、出願人が商標の登録前に死亡した場合は、当事者は、TM-16様式により申請することによって当該死亡者の受益相続人として代替することができ、かく代替する者は、出願人とみなされる。

規則33 登録証明書の発行前の出願様式における過誤の補正

- (1) 出願に過誤がある場合は、登録官は、規則 30 に従う登録証明書の発行前に、商標登録の内容を TMR-14 により、補正を様式 TMR-16 により出願人に通知する。
- (2) 出願人が(1)に基づく通知を受領してから 30 日以内に様式 TM-11 を提出しない場合は、登録官は、瑕疵を様式 TMR-8 により通知する。
- (3) 出願人が様式 TMR-8 の受領から 21 日以内に登録出願を補正しない場合は,登録官は, 出願を拒絶し,取下げ/拒絶を様式 TMR-9 により出願人に通知する。

規則34 登録簿の閲覧

公衆は、様式 TM-21 により所定の手数料とともに申請することによって、登録簿を閲覧することができる。

規則 35 登録証明書以外の登録簿の他の記載の申請等

- (1) 本規則の他の規定に従うことを条件として、何人も、TM-31 様式を所定の手数料とともに登録官に提出した場合は、登録証明書を含まない登録様式に明記された記載又は情報の提供を請求することができる。登録官は、請求の受領から 30 日以内に、関連する記載又は情報を提供する。
- (2) (1)に基づいて情報を提供する前に、登録官は、必要であれば、請求の受領後20日以内に、申請人に対し、申請に含まれる記載又は情報に対する利害に関する情報を請求することができる。
- (3) 登録官は、本規則に基づいて提供される情報において標章の写しを作成する義務を負わない。ただし、申請人が当該目的に適した写しを提出した場合は別とする。
- (4) 登録官は、法又は本規則に基づいて公衆の縦覧に供さない情報を提供しない。

第 VII 章 登録の更新及び回復

規則36 登録の更新

- (1) 登録所有者は、商標登録の満了の少なくとも3月前に、登録の更新を様式 TM-12 により登録官に申請する。更新申請が有効であることが判明した場合は、登録官は、商標登録局の印を付して TMR-2 様式により記録された情報を含む更新証明書を様式 TMR-18 により発行する。
- (2) (1)に基づいて申請が行われない場合は、登録官は、商標の満了の少なくとも2月前に、様式TMR-3による通知を発行し、商標の登録所有者に通知する。
- (3) (2)に基づく通知を受領した後、かつ、登録所有者が登録の満了日から6月を超えない期間内に様式 TM-17により更新を申請しない場合は、登録官は、登録簿から関係する商標を削除し、その旨の通知を公報に公告する。

規則37 登録の回復申請

- (1) 商標が規則 36(3)に基づいて登録簿から削除された場合は、期間の満了後1年以内に、関係する商標の回復を求めるTM-13様式による申請を登録官に対して行う。
- (2) (1)に基づく申請の場合は、登録官は、所定の期間内に、追加の情報又は証拠を宣誓供述書の形態で提供するよう様式 TMR-19 により申請人に指示することができる。
- (3) (1)に基づく申請を受領した後に、登録官がすべての事実を考慮し、規則 36(3)に基づいて登録簿から削除された商標を回復することが便宜であることに納得した場合は、登録官は、規定される条件を課して、登録を回復することができる。
- (4) 商標登録が(1)に基づいて回復された場合は、回復日が公報に公告される。

第 VIII 章 譲渡及び移転の方法

規則38 譲渡又は移転の有効性に関する登録官の決定の申請

- (1) 登録商標を譲渡又は移転することを決定した登録商標の所有者は、所定の手数料とともに様式 TM-20 により登録官に申請する。
- (2) 登録官は、必要であれば、提案される所有権又は移転を裏付ける必要な情報及び書類を提出するよう TMR-19 様式により関係する申請人に指示することができる。
- (3) (1)に基づく申請の受領日から1月以内に、登録官は、提案される譲渡又は移転が公共の利益に資するか否かを検討した後に、様式TMR-11による証明書を所有者に発行する。
- (4) (3) に基づく登録官の決定に対する不服申立の提起を希望する所有者は、決定の受領日から1月以内に、聴聞をTM-23様式により登録官に申請することができる。
- (5) (4)に基づく聴聞の申請を受領した後1月以内に、登録官は、聴聞の日時及び場所を指定して、通知を申請人に送付する。
- (6) (4)に基づく申請人が所定の期間内に聴聞を申請せず、又は所定の聴聞に出頭しない場合は、登録官の決定は、最終的なものとみなされる。
- (7) 申請人が聴聞に出頭した場合は、登録官は、聴聞を実施し、決定を下し、関係する商標の所有者に通知する。

規則 39 譲渡又は移転の登録申請

- (1) 譲渡又は移転によって登録商標の所有者となった者は、規則 38(3)に基づく証明書の受領から6月以内に、単独で又は登録所有者と共同で、その権原を登録簿に記録するよう所定の手数料とともに様式 TM-24 により登録官に申請する。
- (2) (1)に基づく申請様式とともに、次の詳細を次のとおり記述する。
- (a) 申請人の完全名称及び事業上の住所並びに申請人がパートナーシップである場合はすべてのパートナーの完全名称
- (b) 申請人の権利を裏付ける根拠に関する書類(もしあれば)の認証謄本 ただし、登録官は、いつでも、当該元の書類の原本を提出するよう指示することができる。
- (c) 申請人が権原の証拠書類を提供することができない場合は、申請人とともに標章の所有者である根拠に関する情報の完全な詳細
- (d) 事業の営業権以外の正味資産の譲渡の場合は、
- (i) 譲渡時に、標章が関係する商品又は役務において取引上使用されているか否か、及び
- (ii) 譲渡が事業の営業権以外の事項に関するものであるか否か

規則 40 事業の営業権を伴わない正味資産の譲渡の場合における通知の公告に関する指示 の申請

- (1) 事業の営業権以外の正味資産の場合は、所有者となった日から6月以内に、所有者は、通知の配布に関する指示を様式TM-22により登録官に申請する。
- ただし、当該期間の延長申請は、様式 TM-19 により登録官に対して行わなければならず、登録官は、期間を最長 3 月延長することができる。
- (2) (1) に基づく申請の受領から1月以内に、登録官は、指定の期間内に、通知の公告に関する通知をTMR-19様式により所有者に発行し、かかる通知を発行する際は、次の点を考慮

に入れる。

- (a) 通知は、少なくとも1の全国日刊紙の第1面又は最終面で公告すること
- (b) 通知には、譲渡が関係事業の営業権以外の事項に関係する旨を記載すること
- (c) 通知には、権利の譲受人及び権利の譲渡人の完全名称及び住所を含むこと
- (d) 商標登録番号,類,標章及び商品又は役務の完全な説明
- (e) 未登録商標の場合は,第35条(2)に基づく未登録商標が関係する登録商標の商標,類,商品又は役務の説明及び番号が類,商品/役務及び商標の通知に含まれること
- (f) 登録官の裁量により課されるその他の条件(もしあれば)
- (3) 公告の通知の写しは、登録官がファイルする。

規則 41 登録簿における正味資産の譲渡の記載

第40条に基づく登録商標又はその権利に関する正味資産の譲渡又は移転の登録の場合は、 次の情報が登録様式に記載される。すなわち

- (a) 譲受人又は被移転人の名称及び住所
- (b) 譲渡又は移転の日
- (c) 標章に係る権利が譲渡又は移転された場合は、当該権利の説明
- (d) 譲渡又は移転の通知の名称及び公告日
- (e) 権原を付与する書類又は証書の詳細
- (f) 裁判所による登録商標又はその権利の譲渡の場合は,
- (i) 譲受人の名称及び住所
- (ii) 裁判所の名称,事件番号及び命令日,及び
- (iii) 標章に係る権利が譲渡されたときは、当該権利の説明

規則 42 個別の登録

譲渡の結果としての商品若しくは役務又は場所若しくは市場の分割及び分離を理由に、複数の者が登録商標の所有者として登録された場合は、各登録は、法の適用上、別個の登録であるとみなされる。

規則 43 証明標章及び連合標章の譲渡又は移転

- (1) 証明標章の譲渡又は移転に関する政府の承認の申請は、様式 TM-20 により所定の手数料とともに登録官を通じて大臣に提出する。
- (2) (1)に基づく申請を受領した後に、登録官は、当該申請を自らの見解及び推薦状とともに政府に転送する。
- (3) (2)に基づく申請を受領した後に、政府は、当該申請を検討し、所有権の譲渡又は移転に関する決定を TMR-11 様式により申請人に発行する。
- (4) (3) に従う決定の通知を受けた後に、証明標章の譲渡又は移転の登録申請を TM-24 様式 により行う。
- (5) 登録商標が連合標章を有する場合は、譲渡又は移転は、連合標章とともに提出すべきであり、連合標章を伴う譲渡又は移転の申請を TM-24 様式により提出すべきである。

第 IX 章 登録ライセンサーに関する規定

規則44 登録ライセンサーとしての登録申請

- (1) ある者が商標の登録ライセンサーとしての登録許可を受ける場合は、登録所有者及び登録予定ライセンサーは共同で、所定の手数料とともに様式 TM-28 により登録官に申請する。
- (2) (1)に基づく各提案につき、別個の申請を提出する。
- (3) 登録ライセンサーとしての登録申請を検討する際は、当該標章を付した商品又は役務の取引を防止するために、次の点を考慮する。すなわち
- (a) 登録所有者と登録予定ライセンサーとの間で締結された契約において登録が予定される 商標の使用が、登録所有者の既存の事業における商品又は役務に関して全部又は一部使用さ れているか否か
- (b) 登録所有者と登録予定ライセンサーとの間で締結された契約が製品又は役務の指定及び 品質管理に関連する規定を含むか否か,及び
- (c) 登録官によって課されたその他の条件
- (4) 第45条(2)にいう条件が満たされていることに登録官が納得した場合は、ライセンサーが登録される。

規則 45 登録ライセンサーによって登録様式に記載される情報

ある者が第 45 条に基づいて登録ライセンサーとして登録された場合は、次の情報が登録様式に記載される。すなわち

- (a) 登録ライセンサーの名称, 住所及び説明
- (b) 許可された使用が排他的である場合は、その旨の記述
- (c) 許可された使用に対する制限(もしあれば)の明記,及び
- (d) 許可された使用の期間

規則 46 登録ライセンサーの登録の修正又は取消し

- (1) 第 47 条に基づく商標の登録所有者若しくは登録ライセンサー又は何れかの者若しくは何れかの登録ライセンサーは、登録の修正又は取消しを所定の手数料とともに様式 TM-25 により登録官に申請することができる。
- (2) 登録ライセンサーの登録の修正又は取消しの申請が商標の登録所有者又は登録ライセンサー以外の者によって行われた場合は、登録官は、かかる申請を TMR-19 様式により商標所有者又は登録ライセンサーに書面で通知する。
- (3)(2)に基づく通知を受領した者が手続への参加を希望する場合は、その者は、通知を受領してから1月以内に、様式 TM-32 により適切な手数料とともに登録官に通知する。
- (4) 本規則に基づく申請及び手続の処理の目的で、登録官は、聴聞のために定められた日時を登録所有者、登録ライセンサー及び申請人に通知し、規則 18 から規則 23 までの規定を聴聞の処理の場合に準用する。
- (5) かかる修正又は取消しの対象となる標章が複数の登録ライセンサーに関係する又は複数の登録ライセンサーに影響を及ぼす場合は、それらの各人が別個の申請を提出する。
- (6) 登録官が関係する登録ライセンサーの登録を取り消す又は修正することを決定した場合は、登録官は、登録をしかるべく修正し、かかる取消し又は修正を登録所有者、登録ライセ

ンサー及び(2)にいう申請人(もしあれば)に通知する。

(7) 登録ライセンサーの登録に期間の定めがある場合は、当該期間が満了した後に、登録官は、登録簿から関連する記載を削除する。

第 X 章 登録簿の記載の訂正,変更等

規則 47 登録所有者による登録簿の記載の訂正申請

商標の登録所有者は、登録簿の記載の訂正を所定の手数料とともに様式 TM-33 により登録官に申請する。

規則 48 登録所有者,登録ライセンサー又は不服人による登録簿の記載の取消し,変更又は訂正の申請

- (1) 登録所有者,登録ライセンサー又は規則 52 にいう事項以外の事項に不服がある者による第 42 条(1),第 43 条(4),第 51 条,第 52 条,第 53 条又は第 54 条(3)に基づく登録簿における記載の変更のためには、変更又は取消しの申請を、場合に応じて様式 TM-26,TM-27 又は TM-29 により、所定の手数料とともに登録官に対して行う。
- (2) 登録所有者以外の者が本規則に基づく申請の対象に関する登録商標における自らの利害を主張した場合は、その者は、自らの利害の性質を記載して、手続への参加の承認を様式 TM-32 により登録官に申請することができる。
- (3) (2)に基づく参加の申請を受領した後に、登録官は、必要であれば、当事者の聴聞後にその者の参加を承認することができる。
- (4) 登録官は、必要であれば、本規則に基づく申請とともに提出される情報及び証拠を様式 TM-18 による宣誓供述書の形態で提出するよう指示することができる。
- (5) 規則 18 から規則 23 までの規定を本規則に基づく申請の処理に準用する。

規則49 公報における通知の公告

- (1) 登録官は、事業上の若しくは書簡発行用の住所、放棄又は摘要の登録簿における記載の申請に関して決定する前に、かかる申請又は提案の通知を公報に公告する。
- (2) (1)にいう通知の公告日から2月以内に、かかる申請又は提案に対する異議申立を希望する者は、理由を記載して登録官に申し立てることができ、規則18から規則23までの規定を申立ての処理に準用する。

規則 50 高等裁判所部への上訴

- (1) 登録官の命令又は決定に不服がある者は、命令又は決定の写しを受領してから2月以内に、高等裁判所部に上訴することができる。
- (2) 高等裁判所部に提起される各上訴を提起した場合は、上訴の提起に関連する書類の写しを商標代理人又は弁護士の名称及び当該上訴の事件番号とともに登録局に提出する。

規則 51 高等裁判所部の命令に関連する規定

- (1) 何れかの事件において高等裁判所部が法に基づいて自らに有利な命令の言渡しを受けた者は、当該命令の写しを登録官に提出し、登録様式の訂正又は変更を要する場合は、所定の手数料とともに、場合に応じて様式 TM-26 又は TM-27 による申請を提出する。
- (2) 登録官は、裁判所の命令に従って、登録簿の必要な訂正又は変更を行う。
- (3) 登録官が高等裁判所部の命令を公告することが便宜であると認める場合は、登録官は、登録官が適切と考えるとおり、当該命令又は命令の内容を公報に公告することができる。

規則 52 有効性の証明書

- (1) 第 110 条に基づいて商標の所有者を支持する登録商標の有効性の証明書が発行された場合は、当該所有者は、所定の手数料を納付した後に、その記載を登録簿に記録するよう様式 TM-30 により証明書の写しとともに登録官に請求する。
- (2) (1)に基づく請求を受領したときは、登録官は、請求に応じてそれを登録簿に記載し、登録官が適切と考える場合は、有効性の証明書又はその内容を公報に公告する。

規則 53 証明標章及び団体標章の使用に関連する規約の修正,取消し等

- (1) 証明標章又は団体標章の使用に関連する登録簿の記載の修正又は取消しを目的とする申請及び規約の修正を目的とする申請は、所定の手数料とともに様式 TM-8 により登録官に提出し、かかる申請が提出された場合は、登録官は、政府の許可を条件として、関連する記載を取り消し、変更し、又は修正することができる。
- (2) (1)に基づく記載の取消し、変更又は修正の希望があった場合は、登録官は、その旨の通知を公報に公告するために必要な措置をとり、公報における通知の公告日から2月以内に、提案される修正に異議申立をする者は、申立書をTM-5様式により手数料とともに登録官に提出する。
- (3) (2)に従って異議申立が提出された場合は、規則 18 から規則 23 までの規定をその解決 に準用する。

規則 54 団体標章の登録の取消し

団体標章の登録は、法律に基づいて標章の登録が取り消されるすべての理由を含む、次の理由により取り消される。 すなわち

- (a) 団体標章の使用により混同を生じること
- (b) 団体標章の使用に関連する規約の条件を遵守しないこと又はその遵守を確保しないこと
- (c) 登録官の許可なしに団体標章の使用管理規約を修正すること
- (d) 団体標章の使用に関連する規約がバングラデシュの公共政策又は認められている倫理原則に反すること

第 XI 章 繊維製品に関する特別規定

規則55 繊維標章の登録に適用される規定

本章の規定に従うことを条件として、本規則に基づいて他の商標に適用される規定を繊維標章の登録にも準用する。

規則 56 単語、文字、数字又はそれらの組合せ、繊維商品に関する標章の登録出願等

- (1) 発音可能な単語若しくは単語のみからなる又は文字若しくは数字若しくは両方からなる標章の登録出願は、様式 TM-1 により登録官に提出する。
- (2) 文字若しくは数字又は両方のみからなる繊維標章については、第5附則にいう各品目につき、別個の商標登録出願を行わなければならない。
- (3) (2)に従うことを条件として、文字若しくは数字又は両方からなる繊維標章の登録出願の目的で、第5附則第I部に定める品目が分類され、第5附則第II部において分類された各類に属するすべての商品は、同一の説明の商品として扱うものとし、異なる類の商品は、異なる説明の商品として扱うものとする。
- (4) 登録官は、第5 附則にいう同一の類において登録又は先に登録出願された標章と類似している、混同を生じる程に類似している又は誤認を生じる程に類似している標章を登録しない。

規則 57 一定の標章の登録に対する制限

- (1) 次の標章は、繊維商品に関して登録を受けることができない。
- (a) 1 桁又は均一数字でない 6 桁を超える数字
- (b) 単一の文字又は均一数字でない6桁を超える文字の組合せ
- (c) 8 桁を超える数字と文字の組合せ
- (d) 併せて8桁を超える分数又は文字分数
- (e) 併せて3桁未満の分数又は文字分数
- (f) 6 桁を超える数字と分数の組合せ
- (g) 数字,文字,分数及び文字分数の組合せで,8桁を超えるもの又は分子若しくは分母が1桁を超える分数で終わるもの
- (h) 衣服の寸法を表示する数字又は文字
- (i) 同一の商品又は商品説明に関して異なる者の名義で既に登録されたものと同じ連続の均 一数字より2桁以上又は2桁未満の数字で構成されない均一数字。
- (2) 数字,文字,分数,文字分数又はそれらの組合せで構成され,均一数字でない商標は,同一の商品又は同一の商品説明について他人の名義で登録された商標と異ならない限り,織物商標として登録することができない。
- (a) 4桁を超えない数字の場合は、少なくとも1つの対応する桁において、
- (b) 5桁の数字の場合は、少なくとも2つの対応する桁において、
- (c) 6桁の数字の場合は、少なくとも3つの対応する桁において、
- (d) 2つの文字の組合せの場合は、少なくとも1つの対応する文字において、
- (e) 3 又は 4 つの文字の組合せの場合は、少なくとも 2 つの対応する文字において、
- (f) 5 又は 6 つの文字の組合せの場合は、少なくとも 3 つの対応する文字において

- (g) 1つの文字と1桁の数字からなる標章の場合は、少なくともそのうちの1つにおいて
- (h) 1つの文字と2又は3桁の数字からなる標章の場合は、少なくとも1つの対応する桁の数字において
- (i) 1つの文字と4桁以上の数字からなる標章の場合は、少なくも2つの対応する桁において
- (j) 2つ以上の文字と1桁以上の数字からなる標章の場合は、少なくとも1つの対応する文字及び1つの対応する桁の数字において
- (k) 分数若しくは文字分数又はその組合せのうち、分子及び分母の桁の総数が3又は4桁の場合は、分子か分母の少なくとも1つの対応する桁において
- (1) 分数若しくは文字分数又はその組合せのうち、分子及び分母における桁の総数が 5 桁以上の場合は、分子の少なくとも 1 つの対応する桁及び分母の少なくとも 1 つの対応する桁又は分子若しくは分母の 2 つの対応する桁において
- (m) 1つの数字と1つの分数からなる組合せの場合は、少なくとも1つの対応する桁の数字において
- (n) 文字, 数字及び分数(文字分数を含む)の組合せの場合で
- i. 分数を除いた桁の総数が3桁以下の場合は、少なくとも1つの対応する桁において
- ii. 分数を除いた桁の総数が 4 桁以上の場合は、少なくとも 2 つの対応する桁において。
- (3) 当該項の何れの規定も、(2)にいう範囲に該当しない商標によって何人かを誤認又は混同させるとは解釈してはならない。
- (4) 文字, 数字又は両方からなる標章の登録出願が同一の繊維製品に関して出願され, かかる出願日前から, 出願人又はその事業の所有者が当該標章の原形又はその同一性の独自性を損なうことなく追加又は変更している場合において, かかる標章が継続的に使用されているときは, 登録官は, かかる標章の登録を, (1)(j)の条件又は(2)の制限を満たさないという理由で拒絶しない。

説明:本規則の適用上,

- (a) 「均一数字」とは、3つ以上7つ以下の同種の桁又は同種の文字からなる標章をいう。
- (b) 「桁」とは、単一の文字をいう。
- (c) 「文字分数」とは、1つ以上の文字からなる分数をいう。

規則 58 繊維製品の見本採取

- (1) 繊維標章の登録出願が行われた場合は、登録官は、出願人が権利主張する繊維製品の統一番号、数量、サイズ、ゲージ又は重量を決定する目的で、妥当な数量の繊維製品を持参するよう関係する出願人に指示することができる。
- (2) 登録官は、商品の各類の3品目から無作為に見本を採取し、それらを3つの別個の封筒又は容器に入れ、封筒又は容器に見本の表示をする。連絡先を記録し、密封する。
- (3) かく採取され、保存された見本のうち1の見本が見本商標の登録出願に示された品質及びパラメータの正確性を検証するために政府の管轄当局に送付され、見本は、必要であれば、更なる検証のために登録局の記録に保管される。
- (4) 登録官は、政府の管轄当局から受領した繊維製品の見本検査の結果を記録する。

第 XII 章 弁護士, 商標代理人の登録等

規則 59 商標代理人の登録及び資格等

- (1) 商標代理人としての登録申請は, 所定の手数料とともに様式 TM-2 により登録官に提出する。
- (2) 商標代理人となる者は、次の資格を有するものとする。すなわち
- (a) バングラデシュ国民であること
- (b) バングラデシュの永住者であること
- (c) その主たる事業所がバングラデシュ国内にあること
- (d) 認定された大学からの何れかの科目の学士号及び登録商標代理人の監督下での少なくとも2年の経験若しくは商標を含む知的所有権に関する専門研修又は商標登録局の下での少なくとも2年の実務経験,及び
- (e) 本規則の施行前に登録代理人として登録官が納得するように行動していること
- (3) (1)に基づく申請を受領した後に、申請人が商標代理人となるすべての資格を有することに登録官が納得した場合は、商標に関連する法律及び規則に関する申請人の知識及び技能を検証する目的で、登録官は、3月以内の日を定め、登録官の面前への出頭の指示を様式TMR-19により発令する。
- (4) (3) に基づいて商標代理人としての申請人を面接し、登録官が必要とみなす他の情報を検証した後に、申請人が商標代理人となる資格を有することに登録官が納得した場合は、登録官は、申請人の登録申請を承認し、その年の12月31日に終わる暦年の商標代理人としての登録に係る手数料を納付するよう様式 TMR-19により申請人に指示する。
- (5) 申請人が代理人登録手数料を様式 TM-3 により提出した場合は、登録官は、それを様式 TMR-20 により記録し、登録が有効となる。

規則 60 商標代理人の登録の更新等

- (1) 登録商標代理人は、毎年12月31日までに、その登録の更新の目的で、所定の手数料とともに様式TM-3により登録官に申請し、商標代理人が登録の条件の何れにも違反していないことに登録官が納得した場合は、登録官は、当該商標代理人の登録を次の1年間更新し、それを様式TMR-20により記録する。
- (2) (1)に含まれる事項に拘らず、登録商標代理人が正当な理由により 12 月 31 日までに登録の更新を申請しない場合は、当該商標代理人は、翌年の 3 月 31 日までに様式 TM-3 により遅延手数料とともに申請することができる。
- (3) (2) に基づく登録の更新申請が 3 月 31 日までに提出されない場合は、当該商標代理人の登録は、6 月 30 日に自動的に取り消される。
- (4) 商標代理人の登録が登録を更新しないことに起因して取り消された場合は、その者は、登録の更新を適時に申請しなかった理由を記載した申請を、様式 TM-3 により、年次更新手数料及び更新手数料とともに登録の更新に所定の手数料とともに登録官に提出することができる。
- (5) (4)に基づく申請を受領したときは、登録官は、適切とみなされる場合は、登録を回復し、適切とみなされない場合は、登録の回復申請を承認せず、不承認の理由を記載し、2週間以内に、様式 TMR-19 を発行して申請人に通知する。

- (6) 登録の回復を求める商標代理人の申請が(5)に基づいて承認されない場合は、関係する商標代理人は、決定の通知から2週間以内に、再検討を登録官に申請することができ、申請の受領から3月以内に、登録官は、その決定を様式TMR-19により発行する。
- (7) 何人も登録官の決定に不服がある場合は、決定の受領日から3月以内に、当該決定に対する上訴を高等裁判所部に対して行う。

規則 61 商標代理人登録簿

- (1) 登録官は,様式 TMR-20 による商標代理人登録簿を維持し,当該登録簿には,商標代理人の名称,居住地住所,事業上の住所,国籍,資格及び登録日を含む。
- (2) 登録官は、随時、商標代理人登録簿を公報に公告し、毎年少なくとも1回、登録簿に含まれる登録商標代理人の名称をアルファベット順に並べ、写しを登録局の各支局に提供する。

規則62 登録簿からの商標代理人の名称の削除

登録官は、当事者の聴聞後の見直しを条件として、次の何れかの理由により登録簿から商標 代理人の名称を削除することができる。すなわち

- (a) 規則 59(2) にいう資格が存在しない場合
- (b) 何らかの犯罪で有罪判決を受けたこと
- (c) 管轄裁判所から破産宣告を受けた場合
- (d) 管轄裁判所から心神喪失の宣告を受け、登録簿に不当に記載され、又は基本的情報を隠蔽して登録されたこと

第 XIII 章 雑則

規則 63 事前聴聞

- (1) 登録に関連する申請又は手続を受理する前に、登録官は、当事者が事前聴聞に出席する日時を指定して、少なくとも14日前に通知をすることができる。
- (2) 事前聴聞において、登録官は、関係当事者の意見を聴取した後に、登録に関連する申請 又は手続に関する必要な指示を様式 TMR-19 により発令することができる。

規則64 期間の延長

- (1) 第93条に基づく手続の処理に係る期間の延長は、所定の手数料とともに様式 TM-19 により提出し、期間の延長申請が承認された場合は、他方当事者にその旨を通知する。
- (2) (1)に基づく期間の延長の通知を受けてから 14 日以内に,不服当事者は,その不服申立を様式 TM-34 により登録官に提出する。不服申立が当該期間内に提出されない場合は,当該当事者は,期間の延長に同意したとみなされる。

規則 65 登録官の決定の再検討

- (1) 第91条(5)の規定に従うことを条件として、登録官は、自発的に又は様式 TM-34による 出願人若しくは登録所有者若しくは登録ライセンサーの申請により、聴聞を条件として登録 官の決定を再検討することができ、決定を様式 TMR-6により関係当事者に通知する。
- (2) 当事者が登録官の決定に同意しない場合は、当該当事者は、(1)に基づく決定の通知を受けてから2週間以内に、聴聞を様式TM-23により申請する。
- (3)(2)に基づいて聴聞の申請が行われた場合は、登録官は、関係当事者を聴聞し、検討し、適切な命令を行うことができる。

規則66 書類又は証拠を提出する義務を免除する登録官の権限

本規則に基づいて何人かが書類又は証拠を提出することが要求されるが、正当な理由によりかかる書類又は証拠を提出することができない場合は、登録官は、条件(もしあれば)を課して、その者のかかる書類又は証拠を提出する義務を免除することができる。

規則 67 調査の申請

- (1) 第4附則において分類された商品又は役務に関して、何人かが当該商標と同一又は類似の商標を登録又は出願しているか否かを調査するために、登録官は、商標の写しを様式TM-4により提供するよう要求する。
- (2) 登録官は, (1)に基づく申請の受領から2週間以内に,かかる調査を実施し,調査の結果を様式TMR-17により申請人に通知する。

規則68 公衆に利用可能な書類の写しの請求

公衆に利用可能な書類の写しの請求に関心を有する者は、様式 TM-21 により登録官に申請することができ、登録官は、請求の受領から1月以内に、書類の認証謄本を提供する。

規則69 瑕疵の補正

第 19 条に基づく瑕疵の補正の目的で、様式 TM-16 による申請を登録官に提出すべきである。

規則 70 宣誓供述書の作成

- (1) 法又は本規則に基づく宣誓供述書は、次のとおりとする。
- (a) バングラデシュ国内における宣誓供述書の作成に関しては,1873年宣誓法(1873年法律 第 X 号)の規定に従うこと
- (b) バングラデシュ以外の国における宣誓供述書の作成の場合は、関係国の宣誓供述書に適用される法律に従うこと
- (2) 宣誓供述書が(1)に従って作成され、権限を付与された者の署名及び印がそれに添付された場合は、当該宣誓供述書は、適式に署名されたとみなされる。

規則71 商標登録局の支局における書類の提出等

- (1) 本規則に基づいて商標登録局に提出することを要求される書類は、商標登録局の関係支局に提出する。
- (2) 登録官は、次の書類の商標登録局の支局への提供を確保する。すなわち
- (a) 登録商標が商標登録簿に記載された後1月以内に、更新された商標登録簿の写し
- (b) 登録商標の一覧
- (c) 係属中の商標登録出願
- (d) 登録商標の所有者の名称の一覧
- (e) 登録ライセンサーの名称の一覧
- (f) 証明標章の使用に関連する規約及び類似の規約の修正のために提出された申請
- (g) 団体標章の使用に関連する規約及び類似の規約の修正のために提出された申請,及び
- (h) 商標公報

規則 72 手続に関する費用の命令

- (1) (2)の規定に従うことを条件として、法律により別段の定めがある場合を除き、登録官は、全体的な状況を考慮して、登録官がすべての手続に適切と考える金額の費用を命令することができる。ただし、かかる費用は、第6附則に定める額を超えないものとする。
- (2) 出願人が異議申立手続に対して争わない場合は、異議申立人に対して費用の命令を行うか否かを決定する際に、登録官は、異議申立人が異議申立通知を提出する前に適正な通知を出願人にしていれば手続の発生が回避されていたか否かを考慮する。

規則 73 登録商標の商品又は役務の類の変更

- (1) 第54条の規定に従うことを条件として、登録官は、登録商標の商品若しくは役務の類を変更する目的で又は商品若しくは役務の国際分類が修正された場合は登録商標の類を変更する目的で、登録簿の記載を修正することができる。
- (2) (1)に基づいて登録された商品又は役務の類の変更を行う前に、登録官は、提案される 修正を様式 TMR-10 により標章の所有者に通知する。
- (3) 所有者が(2)に基づく通知を受領してから3月以内に書面による異議申立を提起した場

合は、登録官は、直ちに異議申立を検討し、修正を提案し、決定を下す。異議申立が当該期間内に提起されない場合は、登録官は、直ちに修正の提案を公報に公告する。

- (4) 不服人は, (3)に基づく公報における提案の公告から2月以内に,不服の理由を記載して,不服申立通知を様式TM-5により登録官に提出し,聴聞を様式TM-23により請求することができる。
- (5) 不服申立通知が(3)に規定する期間内に提出されない場合又は不服申立に関する決定が下された場合は、登録官は、登録簿をしかるべく修正する。

規則 74 商標公報

- (1) 登録官は、商標公報という公報を発行し、公報には、標章の写しを含む商標の登録出願のすべての詳細、本規則に基づいて公告することを要求される詳細及び登録官が適切とみなすその他の詳細を含む。
- (2) 商標公報は、印刷形態で発行され、ウェブサイトでも公表される。

第 XIV 章 廃止及び留保

規則 75 廃止及び留保

- (1) 1963 年商標規則(以降, 当該規則という)は, 本規則により廃止される。
- (2) かかる廃止に拘らず、当該規則に基づいて行われた行為又は処分は、本規則に基づいて行われたとみなされ、当該規則の規定は、本規則が制定されなかったものとして、本規則の施行前に当該規則に基づいて提出された出願、申請、手続等に適用される。

附則(省略)